

マルチペイメントネットワークによる収 納に係る宮城県公金収納事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県指定金融機関、宮城県指定代理金融機関及び宮城県収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）が取り扱う収納事務のうち、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」という。）が運営するマルチペイメントネットワーク（以下「MPN」という。）を利用して宮城県の公金の収納を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領に定めのない事項については、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号。）、財務規則の運用に関する通知及び宮城県公金の収納及び支払事務取扱要領（以下「公金取扱要領」という。）の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 運営機構

金融機関を会員として構成され、MPNの構築及び運営並びにMPNによる各種サービス等の仕様及びガイドラインの検討をし、決定等を行う組織をいう。

(2) 運営機構所定の方法

運営機構が定める収納機関規約（地方公共団体編）及び運営機構が示した各仕様書等（以下「規約等」という。）に定められた事項を総じていう。

(3) MPN収納サービス

運営機構に登録する指定金融機関等が公金を納入しようとする者（以下「納入者」という。）及び宮城県に対して提供するサービスで、納入者による公金の納入を指定金融機関等が設置する現金自動預払機（以下「ATM」という。）、指定金融機関等が定めるパーソナルコンピュータ、固定電話機及び携帯電話等の情報端末（以下「リモートチャネル」という。）及び指定金融機関等の店舗窓口（以下総称して「チャネル」という。）を通じて可能とし、収納後即時に又はその後一括して、県にMPNを経由して、領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（以下「領収済通知」という。）が送信されるサービスをいう。

(4) MPN対応納付書

MPN収納サービスに対応するため、運営機構所定の方法に従い、県が作成し納入者に交付する納入通知（納付）書又は納税通知書（以下「納入通知書等」という。）をいう。

(5) 納入通知情報

MPN収納サービスに対応した納入の通知として、県から納入者に提示する情報をいう。

(6) オンライン方式

指定金融機関等が、運営機構所定の方式により、納入通知情報を県に照会した上で収納後、即時に領収済通知をオンライン上で送信する方式をいう。

(7) 情報リンク方式

指定金融機関等が、ホームページ上で県が運営機構所定の方法により提供する納入通知情報を

受信した上で収納後、即時に領収済通知を県に送信する方式をいう。

(8) 一括伝送方式

指定金融機関等が、納入通知書等により収納後、領収済通知を作成し、収納日の翌営業日に一括して県に送信する方式をいう。

2 この要領において定義されていない用語は、公金取扱要領の定めるところによる。

(MPN取扱いの申請及び届出)

第3条 指定金融機関等は、MPN収納サービスを提供することができるチャンネルの取扱区分を任意に選択することができる。なお、運営機構が定める接続試験等が必要な場合には、接続試験等を経た後に取り扱うことができるものとする。

2 指定金融機関等は、MPN収納サービスによる公金の収納事務を開始又は廃止若しくはチャンネルの取扱区分を変更しようとするときは、MPN取扱区分等申請・届出書(様式)をあらかじめ知事に提出しなければならない。

3 前項の場合において、指定代理金融機関及び収納代理金融機関(以下「指定代理金融機関等」という。)にあつては、指定金融機関を経由するものとする。

4 指定金融機関等は、それぞれの金融機関において利用可能なチャンネルについて、県民等に周知するよう努めなければならない。

(MPN取扱いのみを行う店舗の標札の掲示等の例外)

第4条 MPN収納サービスによる収納の事務のみを取り扱う店舗にあつては、公金取扱要領第6条の標札の掲示及び同第7条の印影等の届出は、株式会社ゆうちょ銀行の例によるものとする。

(指定金融機関等の営業時間等)

第5条 指定金融機関等におけるMPN収納サービスの取扱時間は、ATMを利用した収納及び店舗窓口での収納にあつては、当該指定金融機関等が定める営業時間等によるものとする。

2 指定金融機関等は、MPN収納サービスの取扱時間等について、県民等に周知するよう努めなければならない。

(リモートチャンネルによる公金の収納)

第6条 第3条第2項の規定によりリモートチャンネルを取扱区分として届け出た指定金融機関等にあつては、リモートチャンネルを通じたMPN収納サービスにより公金を収納しようとするときは、納入通知情報に基づき、オンライン方式又は情報リンク方式により収納しなければならない。

(ATMによる公金の収納)

第7条 第3条第2項の規定によりATMを取扱区分として届け出た指定金融機関等にあつては、ATMを通じたMPN収納サービスにより公金を収納しようとするときは、納入通知情報に基づき、原則としてオンライン方式により収納しなければならない。

(店舗窓口における公金の収納)

第8条 第3条第2項の規定により店舗窓口を取扱区分として届け出た指定金融機関等にあつては、店舗窓口において納入者からMPN対応納付書による納入を受けたときは、オンライン方式又は一括伝送方式により収納しなければならない。この場合においては、公金取扱要領第31条の規定による延滞金の徴収は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定金融機関等は、收受したMPN対応納付書が汚損等のためOCRリーダ(光学的文字読取装置)による読み取りを行うことができないなどのやむを得ない場合に限り、MPN収納サービスによらない取扱いを行うことができる。この場合における取扱いは、公金

取扱要領の例によるものとする。

- 3 株式会社ゆうちょ銀行にあっては、前項のMPN収納サービスによらない場合の領収済通知書は、イメージデータによる取扱いとする。

(領収書等の取扱い)

第9条 指定金融機関等は、第6条及び第7条の規定により公金を収納した場合は、領収書又は領収証書（以下「領収書等」という。）は発行しないものとし、これに代えて、第6条の場合は納入者の利用口座の通帳に記載し、第7条の場合は利用明細票等を交付しなければならない。ただし、利用明細票等を交付しないことについて納入者の承諾が得られた場合は、この限りでない。

- 2 指定金融機関等（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）は、第8条の規定により公金を収納した場合は、公金取扱要領第23条の規定により出納印を押印の上、領収書等（自動車税納税証明書（継続検査用）が添付されている場合は、これを含む。）を納入者に交付しなければならない。

- 3 株式会社ゆうちょ銀行は、第8条の規定により公金を収納した場合には、収納票又は納付書兼振替払込請求書兼受領証（以下「収納票等」という。）に領収印を印字し、自動車税納税証明書（継続検査用）が添付されているときにはこれに出納印を押印した上で、それぞれを納入者に交付するとともに、領収書等を納入者に返却しなければならない。この場合においては、収納票等を領収書等とみなすものとする。

(領収済通知の送信)

第10条 指定金融機関等は、第6条から第8条までの規定により公金を収納したときは、当該公金に係る領収済通知を、オンライン方式又は情報リンク方式にあっては収納後直ちに、一括伝送方式によるものにあつては翌営業日までに県に送信しなければならない。

- 2 株式会社ゆうちょ銀行にあっては、次の各号に掲げる場合は、前項の一括伝送方式による送信期日に、当該各号に掲げる営業日数を加えるものとする。

(1) 証券により公金を収納した場合 5営業日

(2) OCRリーダが設置されていない郵便局において受け付けた場合 2営業日

- 3 指定金融機関等は、店舗窓口において収納した公金をオンライン方式により領収済通知の送信をした後に、やむを得ない事由により送信を取り消す場合は、運営機構所定の取消可能時間内に限り、取消処理を行うことができる。この場合においては、指定代理金融機関等にあっては取消処理した旨を指定金融機関に報告するものとする。

(他の金融機関が収納した公金の処理)

第11条 指定金融機関等は、他の金融機関が収納した公金について、MPN収納サービスによる取扱いを行ってはならない。

(公金の整理等)

第12条 指定金融機関等は、収納した県公金を、公金取扱要領第14条第2項の規定により整理しなければならない。

- 2 総括店は、県から送付される領収済通知の集計表に基づき、公金取扱要領第16条の規定に基づく預金日報及び同第17条の規定に基づく歳入金月計突合表を作成しなければならない。

(公金の付替)

第13条 指定金融機関は、第6条から第8条までの規定により収納した公金について、金額にかかわらず、領収済通知を送信した日の翌々営業日までに総括店の宮城県名義の預金口座に入金しなければならない。

2 指定代理金融機関等は、第6条から第8条までの規定により公金を収納したときは、金額にかかわらず、領収済通知を送信した日の翌々営業日までに運営機構所定の資金決済の方法により、総括店に付け替えしなければならない。

ただし、株式会社ゆうちょ銀行における資金決済の方法は、県が振り出す小切手又は自動振込によるものとする。

3 総括店は、前項の規定による付け替えがあったときは、規約等に基づき運営機構から提供される還元データ等に基づき内容を確認の上、翌営業日までに宮城県名義の預金口座に入金しなければならない。

(証券納付による不渡小切手の取扱い)

第14条 指定金融機関等は、第8条第1項の規定により収納した公金の一部又は全部が証券であり、当該証券の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときの取扱いは、公金取扱要領第29条の例によるものとする。この場合において、総括店又は会計管理者への報告については、小切手不渡報告票に当該証券及び当該領収済通知書の写しを添付の上行なわなければならない。

(障害発生時の対応)

第15条 指定金融機関等は、MPN収納サービスに障害が発生した場合は、直ちに運営機構所定の方法に基づき対応し、速やかに総括店を通じて県に報告しなければならない。

2 前項の場合において、指定金融機関等は、障害の原因について調査し、その調査結果を総括店を通じて速やかに県に報告しなければならない。

(証拠書類等の保存)

第16条 指定金融機関等は、MPN収納サービスにより収納した場合、証拠書類等として次の各号により取り扱わなければならない。

(1) 領収済通知については、送信を取り消したものを含め、運営機構所定の方法により保存しなければならない。

(2) 第8条第1項の規定により納税者から受領したMPN対応納付書のうち、金融機関において保管するものについての保存期間は、領収済通知を送信した日から起算して1か月間以上とする。

2 前項の場合において、当該保存については、当該指定金融機関等の所定の方法により、一括して保管することができる。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項については、平成20年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

MPN取扱区分等申請・届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

金融機関名
 代表者
 金融機関コード（ ）

マルチペイメントネットワークによる収納に係る宮城県公金収納事務取扱要領第3条第2項の規定により、マルチペイメントネットワーク利用チャンネルの開始（変更・廃止）について下記のとおり申請（届出）します。

1 開始（変更・廃止）するチャンネル

チャンネル区分		収納方式	届出の区分			ホームページ又は情報リンク先URL	店番コード	実施年月日
			開始	変更	廃止			
パーソナルコンピュータ	個人向け	オンライン						
	法人向け	オンライン						
携帯電話等情報端末		オンライン						
固定電話機		オンライン						
ATM	現金	オンライン						
	キャッシュカード	オンライン						
店舗窓口		オンライン						
		一括伝送						

2 連絡先（担当者）

担当者職・氏名	(フリガナ)	
電話・FAX	TEL	FAX
電子メールアドレス		

※開始の場合は「届出」を、変更及び廃止の場合は「申請」を二重線で消してください。